

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金

燃料価格等の高騰で経営に大きな影響が生じている交通事業者等を支援します

宮城県支援金 交通事業者



制度概要



乗合バス
10万円 / 台

【対象者】
本県内に事業所を有し、R8.3.1から事業を継続する、県内を発地又は着地とする系統を定期運行する者（公営バス事業者を除く）。

【対象車両】
R8.3.1から申請日まで、国に事業用自動車として届出、かつ、申請時点で運行を継続し、本県内の営業所で保有する車両（リース車両含む）で、市町村等の委託の用に限り使用する車両を除く 等

【提出書類】
① 様式第1-1号
② 事業許可証の写し
③ 事業計画の写し
④ 対象車両の登録番号（車両番号）を記した一覧表
⑤ 対象車両の自動車検査証の写し
⑥ 受取口座通帳の写し 他



貸切バス
3万5千円 / 台

【対象者】
本県内に事業所を有し、R8.3.1から事業を継続する者。

【対象車両】
R8.3.1から申請日まで、国に事業用自動車として届出、かつ、申請時点で運行を継続し、本県内の営業所で保有する車両（リース車両含む）等

【提出書類】
① 様式第1-2号
② 事業許可証の写し
③ 対象車両の登録番号（車両番号）及び車種区分を記した一覧表
④ 対象車両の自動車検査証の写し
⑤ 受取口座通帳の写し
⑥ その他



タクシー
1万5千円 / 台

【対象者】
本県内に事業所を有し、R8.3.1から事業を継続する、福祉輸送事業限定を除く者。

【対象車両】
R8.3.1から申請日まで、国に事業用自動車として届出、かつ、申請時点で運行を継続し、本県内の営業所で保有する車両（リース車両含む）で、市町村等の委託の用に限り使用する車両を除く 等

【提出書類】
① 様式第1-3号
② 事業許可証の写し
③ 対象車両の登録番号（車両番号）及び車種区分を記した一覧表
④ 対象車両の自動車検査証の写し
⑤ 受取口座通帳の写し
⑥ その他



福祉タクシー
8千円 / 台

【対象者】
本県内に事業所を有し、R8.3.1から事業を継続する、福祉輸送事業に限り一般乗用旅客自動車運送を行う者又は一般乗用旅客自動車運送を行う者のうち、福祉輸送事業の用に限り使用する車両を保有している者。

【対象車両】
R8.3.1から申請日まで、国に事業用自動車として届出、申請時点で運行を継続し、本県内の営業所で継続して保有し、かつ、福祉輸送事業に限り使用する車両（リース車両含む）で、市町村等の委託の用に限り使用する車両を除く 等

【提出書類】
① 様式第1-4号
② 事業許可証の写し
③ 対象車両の登録番号（車両番号）及び車種区分を記した一覧表
④ 対象車両の自動車検査証の写し
⑤ 受取口座通帳の写し
⑥ その他



運転代行
8千円 / 台

【対象者】
宮城県公安委員会で自動車代行業の認定を受け、R8.3.1から事業を継続する者。

【対象車両】
R8.3.1から申請日まで、継続して保有し、かつ、申請時点で運行を継続している随伴用車両 等

【提出書類】
① 様式第1-5号
② 事業標識の写し
③ 対象の随伴用自動車の代行保険契約証（又は共済契約証）の写し
④ 対象車両の自動車検査証の写し
⑤ 受取口座通帳の写し
⑥ その他

申請方法

郵送 提出様式を記載し、申請先に郵送で提出する

電子 LoGoフォーム（県HP）から申請する

申請先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県企画部地域交通政策課交通政策班

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金

（〇〇事業者向け）担当宛て

バス事業者、タクシー事業者など、
申請する業種を記載願います

申請締切

令和8年7月27日（月）から

令和8年8月31日（月）まで【当日消印有効】

留意事項

- 期日後はいかなる理由であっても申請をお受け付けできません。
- 詳細を本支援金の交付要綱等（宮城県地域交通政策課ホームページに掲載）により、よく御確認の上で御申請ください。
- 上記締切日以降にお支払いに向けた手続きを行うため、お支払いは令和8年10月頃を予定しています。変更となる場合もありますので御留意願います。
- 問合せ先 宮城県地域交通政策課交通政策班

☎ 022-211-2437